平成２２年（フ）第１４４１号
札幌市清田区北野５条２丁目６番12号
破産者　株式会社タナカ
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７９４号
岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根鍛冶下13番地７
破産者　丸里建設株式会社
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４１号
千葉県南房総市和田町仁我浦167番地３
破産者　野川　敦子
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第１０５１４号
神奈川県横浜市金沢区能見台通18―11　ベルライト能見台30、住民票上の住所東京都大田区蒲田４丁目28―１―804
破産者　真殿　明寛
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１９０号
東京都新宿区舟町１番地12
破産者　株式会社タクト
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６７号
横浜市中区新山下３丁目９番１号
破産者　有限会社エヌエスロジテック
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８０号
神奈川県厚木市中町１丁目７番９号ファミリオン本厚木601
破産者　株式会社おしやれ
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３４１号
神戸市西区王塚台７丁目30番地―102
破産者　株式会社アワジヤ販売
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２６９号
松江市国屋町372番地12
破産者　宇佐美和孝
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９８０号
岡山市北区富町２丁目２番１号　Ｇｒａｎｄ　Ｅ’ｔｅｒｎａ岡山Ⅱ1903号室、前住所岡山県都窪郡早島町早島4188番地17
破産者　杉村真由美（旧姓上田）
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６４号
北九州市小倉北区須賀町21番１―408号
破産者　小川　敬子
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２９２号
福岡市博多区築港本町11番24号
破産者　小川　　博
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３９１号
福岡県糸島市加布里135番地23
破産者　保永　純子
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７８６号
福岡市西区周船寺２丁目11番23―210号
破産者　井上美紀子
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５７号
宮城県大崎市古川駅前大通６丁目３番38号
破産者　松田麻依子
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第９０３号
仙台市青葉区木町通２丁目１番42―408号
破産者　長島　　恵（旧姓越前）
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９１４号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目16番地　市営住宅５Ａ21棟38
破産者　高橋　瑞穂
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３号
栃木県那須塩原市埼玉３番地353、前住所栃木県那須塩原市埼玉２番地1102
破産者　髙久　清成
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第１０４０８号
大阪府大東市氷野２―５―35、住民票上の住所大阪府大東市赤井３丁目８番８号　ヴィラフィオーレ503号
破産者　中尾　時英
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７８号
兵庫県赤穂市東有年348番地
破産者　シンワ産業こと　池永　孝雄
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部